

新しい後期高齢者医療被保険者証はさくら色

被保険者証を送付します

75歳以上の方が8月1日よりお使いいただく、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で郵送します。

お手元に届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際にご提示ください（現在お使いの被保険者証は、8月以降お使いになれませんので、各自で廃棄をお願いします）。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証も、8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます（前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付されます）。※新規に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

保険料の算定

後期高齢者医療保険料は、各被保険者の前年中の所得に基づき、毎年7月に算定されます。年度途中に資格を取得された方（75歳の誕生日を迎えた方や転入された方等）へは、

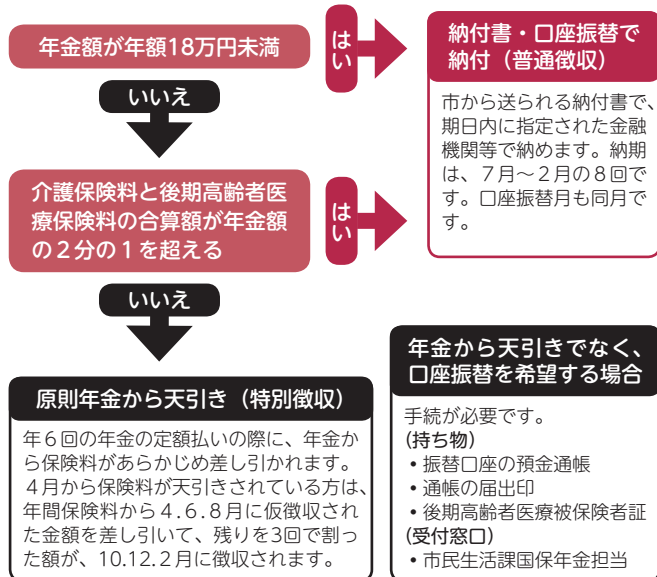
【図1】平成30年度の保険料率

- 所得割 7.86%
 - 均等割額 40,490円
 - 保険料賦課限度額 62万円
- 保険料額 = 40,490円 + $\frac{(\text{所得} - 33\text{万円}) \times 7.86\%}{(\text{所得割額})}$

【図2】均等割軽減基準表

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合
基礎控除額33万円以下の世帯で、被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
基礎控除額33万円以下の世帯	8.5割
基礎控除額33万円 + (27.5万円 × 被保険者数) 以下の世帯	5割
基礎控除額33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下の世帯	2割

【図3】納付方法



保険料の軽減措置

均等割軽減

軽減判定対象総所得金額等が図2に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。平成30年度から均等割5割軽減と2割軽減の対象が拡大されました。（図2参照）

所得割軽減の廃止

所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、平成29年度までは特例的に2割軽減されていたが、平成30年度からは、制度の見直しにより、所得割軽減が廃止されました。

■被用者保険の被扶養者に対する5割軽減

職場の健康保険などの被扶養者であった場合は、所得割額は発生せず、均等割額は5割軽減されます（平成29年度までは特例的に7割軽減されていたが、平成30年度は5割軽減となります）。ただし、世帯の所得が低い方は均

等割の軽減が受けられます。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」の2通りです。（図3参照）

※口座振替をご希望の方はお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

- ・市民生活課 国保年金担当（内線127・129・137）
- ・税務収納課 収納推進担当（内線163・166）
- ・山梨県後期高齢者医療広域連合 055・236・5671

山梨県後期高齢者医療広域連合「わが家のレシビ」募集

■応募内容

高齢者の健康維持につながる、家庭での伝統料理やオリジナル料理のレシビ

■応募資格

山梨県後期高齢者医療制度の被保険者の方、もしくは山梨県後期高齢者医療制度の被保険者の方と同一世帯の方

■応募期間

7月2日（月）～8月31日（金）必着

■応募方法

専用の応募用紙（「わが家のレシビ」チラシの裏面）に必要事項を記入のうえ、応募作品の写真（1人前）を添付して郵送でお送りください。「わが家のレシビ」のチラシは市民生活課で配布しています。また、山梨県後期高齢者医療広域連合のホームページでもダウンロードできます。

■表彰内容

2点（最優秀賞1名・1万円相当賞品、優秀賞1名・5千円相当賞品）

■その他

入賞したレシビはカードにして県内で配布。

■問い合わせ・郵送先

山梨県後期高齢者医療広域連合
055・236・5671
〒400-8587
甲府市蓬沢一丁目15番35号
山梨県自治会館2階